

DISASTER MANAGEMENT NEWS

ぼうさい

2019 No. 96

令和元年

秋号

不屈の大地 Build Back Better の軌跡
東日本大震災からの復興

平成23年(2011年)・岩手県

特集

令和元年度総合防災訓練



内閣府(防災担当)
Cabinet Office, Government of Japan



不屈の大地

Build Back Better の軌跡

Vol. 10

平成 23 年 (2011 年) ・ 岩手県

東日本大震災からの復興

東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県釜石市は、ラグビーワールドカップ 2019 の開催都市の一つとなりました。震災の教訓を伝える場所に建てられたスタジアムで試合が行われます。

岩手県釜石市は古くから漁業とともに、製鉄の町として発展してきました。昭和 50 年代に新日鐵釜石ラグビー部が活躍すると、同市はラグビーの町としても知られるようになりました。

平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生すると、釜石市（当時の人口は 3.9 万人）は最大 9.3m の津波による深刻な被害を受けました。関連死を含む死者・行方不明者数は 1,000 名を超え、町の住宅の約 3 割にあたる約 4,700 戸が被災しました。

釜石市は同年 12 月に、復興まちづくり基本計画「スクラムかまいし復興プラン」を発表、早期復旧と復興、新しいまちづくりに向けて歩み始めました。

そのような中、日本での開催が決定していたラグビーワールドカップ 2019 の試合を釜石市に誘致する機運が市民の間で次第に高まってきました。平成 26 年 10 月に岩手県と釜石市は共同で開催都市に立候補を表明、平成 27 年 3 月に開催都市として決定しました。

釜石市は、復興のシンボルとなる試合会場として「釜石鵜住居復興スタジアム」を、津波で全壊した旧鵜住居小学校・釜石東中学校の跡地に整備しました。両校は、大震災の際、約 600 名の児童・生徒が、助け合いながら自主的に避難し、津波から逃れたことで知られています。スタジアムには「あなたも逃げて」と刻まれた祈念碑が設置され、津波の教訓を後世に伝えています。



津波の被害を受けた釜石東中学校（写真：いわて震災津波アーカイブ / 提供者：釜石市、平成 23 年 3 月 23 日撮影）



平成 30 年 8 月 19 日に開催された「釜石鵜住居復興スタジアムオープニング DAY」に集まった観客（写真：釜石市）

釜石鵜住居復興スタジアムは三陸鉄道の「鵜住居駅」が最寄駅。美しい海岸線沿いを走るリアス線は、平成 31 年 3 月に全線が開通。岩手県北部の久慈駅と同県南部の盛駅まで全長 163 キロが一つに結ばれました。三陸鉄道は震災の記憶を伝えるために社員や地元住民がガイドを務める「震災学習列車」を運行しています。

（写真：三陸鉄道）



CONTENTS

- 2 不屈の大地 Build Back Better の軌跡
東日本大震災からの復興
平成 23 年 (2011 年)・岩手県
- 4 特集
令和元年度
総合防災訓練
- 8 防災の動き
- ・ 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応の検討について 8
 - ・ 大規模地震・津波災害応急対策対処方針の改定 10
 - ・ 災害対応をより効果的に
行うための取り組み 12
 - ・ 令和元年版防災白書の概要 14
 - ・ ぼうさいこくたい 2019
(防災推進国民大会 2019) 15
 - ・ 災害弔慰金の支給等に関する
法律の改正 16
 - ・ 臨時災害放送局用設備の
貸出しについて 18
 - ・ 熊本地震の経験と教訓を伝える
『熊本地震デジタルアーカイブ』 19
 - ・ 民間企業の動き 20
 - ・ 防災技術の海外展開に向けた
官民連絡会 (JIPAD) の設立! 21

22 防災リーダーと地域の輪
第 40 回

「逃げ地図」で速やかな避難

日建設計ボランティア部
明治大学山本俊哉研究室
千葉大学木下勇研究室
(一社) 子ども安全まちづくり
パートナーズ会



表紙の写真

釜石鵜住居復興スタジアムは、災害に備え、地下に 100トンの耐震性貯水槽を設けています。林野火災等大規模災害時には、ヘリポートや災害拠点としても機能します。

(写真: アフロ)

i Build Back Better とは

「Build Back Better (より良い復興)」とは、2015 年 3 月に宮城県仙台市で開催された「第 3 回国連防災世界会議」の成果文書である「仙台防災枠組」の中に示された、災害復興段階における抜本的な災害予防策を実施するための考え方です。

本シリーズでは、災害が発生した国内外の事例を紹介し、過去の災害を機により良い街づくり、国土づくりを行った姿を紹介します。



令和元年度 総合防災訓練

9月1日の「防災の日」に、政府では、安倍内閣総理大臣や山本防災担当大臣の下、首都直下地震を想定した閣僚徒歩参集訓練及び政府本部運営訓練を総理大臣官邸で実施するとともに、千葉県船橋市で行われた九都県市合同防災訓練を被災地と見立てた現地調査訓練を実施しました。



内閣府(防災担当)地方・訓練担当

閣僚徒歩参集訓練及び政府本部運営訓練

大規模な自然災害が発生した際の初動対応を確認するため、安倍内閣総理大臣をはじめとする閣僚を対象とした、「閣僚徒歩参集訓練」及び「政府本部運営訓練」を実施しました。

午前7時頃に最大震度7、マグニチュード7.3の首都直下地震が発生し、総理大臣官邸周辺の道路の破損や渋滞などにより車両による参集が困難となる状況を想定して、閣僚が自宅や各省庁などから徒歩により官邸に参集する閣僚徒歩参集訓練を実施しました。当日は曇り空の下、閣僚は災害時の徒歩による参集ルートを確認しながら官邸へ参集しました。

閣僚などが参集後、政府本部運営訓練として、首都直下地震の発生時を想定した緊急災害対策本部会議と臨時の閣議を開催しました。緊急災害対策本部とは、

極めて激甚な災害が発生した場合に、災害応急対策を推進するために、内閣総理大臣が災害対策基本法に基づき設置する組織です。なお、これまでに緊急災害対策本部を設置した災害は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災のみです。

政府では、都心南部



政府本部運営訓練に向かう安倍内閣総理大臣(官邸ホームページより)



徒歩で官邸に向かう山本防災担当大臣



政府本部運営訓練を行う安倍内閣総理大臣、山本防災担当大臣など閣僚等（官邸ホームページより）



政府本部運営訓練で千葉県知事とテレビ会議を行う安倍内閣総理大臣、山本防災担当大臣など閣僚等



会見を通して国民に協力の呼びかけを行う安倍内閣総理大臣（官邸ホームページより）

直下地震発生時には、内閣危機管理監をはじめとした緊急参集チームの協議、内閣官房長官の緊急記者会見による国民に対する周知、必要に応じて災害緊急事態の布告とこれに伴う緊急災害対策本部・緊急災害現地対策本部設置の閣議決定を行うこととしています。訓練では、そのような状況の想定の下、第1回緊急災害対策本部会議を開催しました。会議は、山本防災担当大臣の進行で行われ、冒頭に安倍内閣総理大臣から、人命最優先の方針の下、政府の総力をあげて取り組んでいくこと、被害状況を早急に把握し、被災自治体と緊密に連携して災害応急対策に全力で取り組むようにとの指示があった後、千葉県庁とのテレビ会議を実施しました。テレビ会議では、千葉県の森田知事から被害状況の報告と、救出・救助や医療救護の応援部隊の迅速な派遣、緊急輸送路の早期啓開などの要請があり、それに対し安倍内閣総理大臣は、全国から最大限の人員と資機材等を投入すること、早急に政府調査団を派遣し、自治体と一体となって対応に当たることなどを伝えました。その後、閣僚などから被害

状況の報告、対応方針や対応状況の報告がなされ、会議の最後に、安倍内閣総理大臣から、被災自治体からの要請を待つことなく積極的に対処を進めるとともに、情報共有を徹底し政府一体となって迅速に対応すること等の指示がなされ、第1回緊急災害対策本部会議は終了しました。引き続き行われた臨時の閣議では、災害緊急事態が布告されたとの想定の下、閣議決定が必要な「災害緊急事態の対処に関する基本的な方針」を決定しました。

会議後、安倍内閣総理大臣は山本防災担当大臣の立会いの下、総理官邸の記者会見室において模擬会見を行いました。会見の様子は、テレビ中継を通じて、国民に対して国難ともいべき事態に打ち克つための政府の対応状況や方針を伝えるとともに、安全な場所への避難など命を守る行動をとること、事態が落ち着くまで最寄りの安全な場所に待機すること、経済的・社会的混乱を最小限に抑えるため、食料品や生活必需品の買いだめ・買い急ぎを自粛すること、お互いに助け合い落ち着いて行動することなどの協力を呼びかけました。

九都県市合同防災訓練と連携した現地調査訓練



海上放水訓練の様子



ボランティアセンター運営訓練に参加する
安倍内閣総理大臣（官邸ホームページより）

九都県市合同防災訓練は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の9つの地方公共団体によって合同で行われている防災訓練です。今年度は、千葉県北西部直下を震源とするマグニチュード7.3、最大震度6強の大地震が発生したとの想定で、千葉県船橋市の高瀬町運動広場、船橋東埠頭（京葉食品コンビナート南側岸壁）及び高瀬下水処理場管理棟などを会場として実施されました。政府では、この合同防災訓練と連携して、安倍内閣総理大臣による現地視察及び山本防災担当大臣を団長とする政府調査団による現地調査訓練を行いました。

安倍内閣総理大臣と山本防災担当大臣は、官邸での模擬会見終了後、ヘリコプターで都内から副会場の船橋東埠頭内に設置された臨時ヘリポートへ移動し、到着後、千葉海上保安部巡視艇と千葉市消防局消防艇による船舶火災消火訓練、海上保安庁、航空自衛隊や水上警察隊による海中転落者の捜索・救助訓練及び医療救護訓練等の海上訓練を視察しました。

次に、高瀬下水処理場管理棟に移動して、安倍内閣総理大臣が森田千葉県知事や松戸船橋市長とともに、ボランティアセンター運営訓練に参加しました。災害発生

時にボランティアは欠くことのできない存在であり、被災地におけるボランティアセンターの役割は重要です。この訓練では、安倍内閣総理大臣、森田千葉県知事、松戸船橋市長がボランティアとして被災地に入ったとの想定の下、ボランティアセンターでの受付から、活動上の説明を受けるオリエンテーション、参加したいボランティア活動を選択するマッチング、活動資機材の借受けから返却までという、ボランティア任務が完了するまでの一連の流れを体験しました。ボランティアセンターの運営態勢の確認やスタッフとして訓練に参加した学生等の士気向上に一役買う形となりました。

その後、主会場である高瀬町運動広場に移動し、仮設医療所の設営や応急救護などを行う医療救護訓練及び水消火器による消火訓練やロープ渡過訓練（綱渡り）などの体験を行う住民参加型訓練を視察しました。訓練では、地域住民の皆様が様々な訓練に真剣な眼差しで取り組んだり、笑顔で楽しみながら参加したりしている姿が見受けられました。

最後に、スタンドに移動し、国土交通省による道路啓開訓練、消防団による放水訓練、ヘリコプターによる吊り上げ救助訓練、地元消防局や緊急消防援助隊による



中高層建物からの救出訓練の様子

CSR（狭隘な空間における救助活動）による救助訓練、自衛隊や警察による倒壊建物からの救助訓練、そして救出された要救助者に対する救急隊や医療機関等によるトリアージと応急救護訓練など、多数の参加機関による実践さながらの訓練を視察しました。

当日は、防災フェアも併設して実施されたことから、まだまだ夏空の厳しい暑さの中にもかかわらず、訓練会場には多くの方が訪れました。実際に災害対応に当たる防災機関にとっては、日頃の鍛錬や対策の成果を披露

する場になったとともに、訓練に参加した一般の皆様にとっても、防災に関する意識の向上に繋がったのではないかと思います。「自らの命は自らが守る」、「地域で協働して地域の安全を守る」という意識を持ち、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」、平素から、いざという時への備えをしっかりと整えておくことが大切です。政府においても、災害対策に万全を期してまいります。



住民参加型訓練を視察する安倍内閣総理大臣と山本防災担当大臣



埋没車両からの救出訓練の様子

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応の検討について



内閣府（防災担当）調査・企画担当

1 はじめに

日本はその地理的要因から、過去より各地で大規模な地震に見舞われています。平成23年の東日本大震災をはじめ、近年も熊本地震や大阪北部地震、胆振東部地震などが発生し多くの尊い命が失われており、また首都直下地震や南海トラフ地震など一度発生すれば甚大な人的・経済的被害が予想される巨大地震の発生も懸念されています(図1)。特に南海トラフ地震においては、M8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率が70～80%(地震調査研究推進本部地震調査委員会の調査、平成30年1月1日現在)とされており、大規模地震発生切迫性が指摘されています。

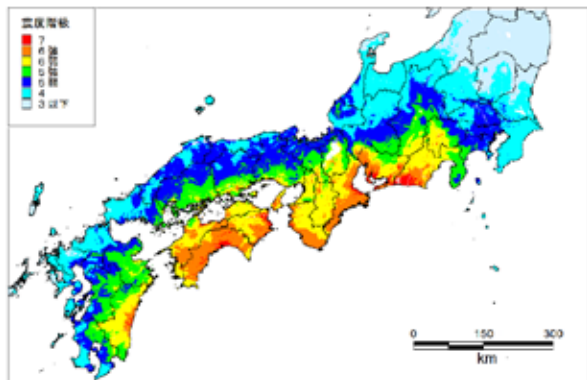


図1 南海トラフ地震で想定される震度分布図(特定のケースの場合)

南海トラフ地震の被害軽減に向けた防災対応の検討が急務であり、国・都道府県・市町村・企業等が一体となって対策を講じていく必要があります。

2 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された際の防災対応の検討

南海トラフ沿いでは過去にも大規模な地震が発生しており、その

発生形態は多様です(図2)。現在の科学的知見では、南海トラフ地震の発生時期・発生場所・規模を確度高く予測することはできませんが、現在の科学的知見を防災対応に活かすという視点は引き続き重要です。平成28年度の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで観測

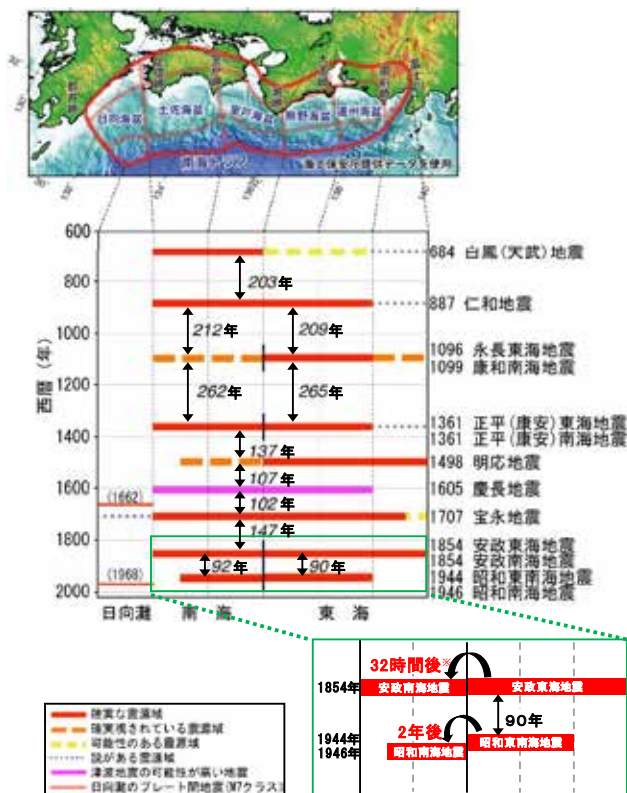
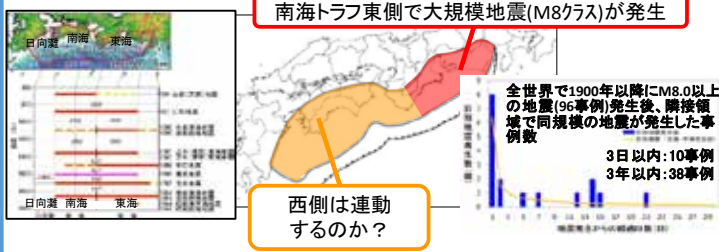


図2 過去に起きた大規模地震の震源域の時空間分布

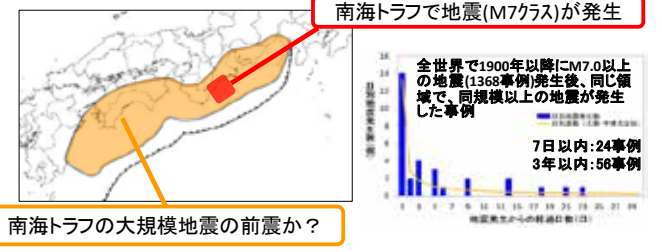
※最近の調査では、30時間後の結果も報告されている。

ケース1 南海トラフの東側だけで大規模地震が発生（西側が未破壊）※直近2事例では、南海トラフの東側の領域で大規模地震が発生すると、西側の領域でも大規模地震が発生



ケース2 M8～9クラスの大規模地震と比べて一回り小さい規模(M7クラス)の地震が発生

※南海トラフ沿いでは確認されていないが、世界全体では、M7.0以上の地震発生後に、さらに規模の大きな地震が同じ領域で発生した事例がある

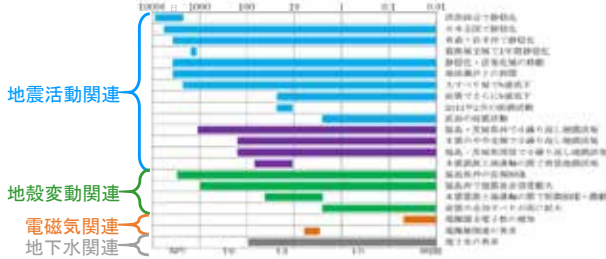


防災対応の基本的考え方: 一定程度可能性の高さが認められる期間内に、避難等の応急的な対応を実施する意義がある

- 可能性の高さだけでなく、被害の軽減効果と防災対応に伴う損失等社会的な受忍のバランスによって、防災対応の内容や期間を決めることが適当。
- 具体的な検討に当たっては、避難施設の整備状況や耐震対策の実施状況等を踏まえ、地震発生の可能性の高さや地域の脆弱性に応じて、複数の対応をあらかじめ想定することが望ましい。
- これらの考え方について、社会的合意を目指すべき。

ケース3 東北地方太平洋沖地震に先行して観測された現象と同様の現象を多様目観測

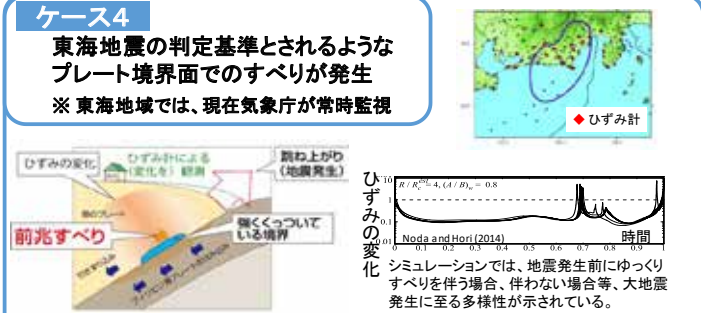
2011年東北地方太平洋沖地震に先行して観測された現象



防災対応の基本的考え方: 防災対応に活かす段階には達していない

ケース4 東海地震の判定基準とされるようなプレート境界面でのすべりが発生

※東海地域では、現在気象庁が常時監視



防災対応の基本的考え方: 行政機関が警戒態勢をとるなどの対応に活用できる

- 行政機関が警戒態勢等をとる際、住民等にどのように情報を発信するか、態勢の解除の判断をどうするか等、どのような具体的な対応が適切か社会的合意を形成する必要がある。

図3 典型的な4つのケースにおける基本的な対応 http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taio_wg/pdf/h290926honbun.pdf#page=24



され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして社会が混乱するおそれがある典型的な4つのケースについて、現在の科学的知見に基づき、異常な現象の観測時におけるその評価情報を活かした防災対応の基本的な方向性を整理しました(図3)。また、平成30年12月には「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」による報告を取りまとめ、どのような現象が典型的なケースに該当するか、またその具体的な基準等について検討を行うとともに、住民や企業における基本的な防災対応の方向性とそれらを実行性のあるものとするための必要な仕組み、地方公共団体・企業等が今後防災対応を

具体的に検討・実施するための配慮事項等について示しました。

平成31年3月には地方公共団体や企業等がとるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画として取りまとめる際の参考となる「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を公表し、地方公共団体が地域防災計画に定める「南海トラフ地震防災対策推進計画」(以下、推進計画という。)や、企業等が定める「南海トラフ地震防災対策計画」の策定に取り組んで頂いています。概ね令和元年度中を目途に推進計画を策定し早期の本格運用ができるよう、今後も引き続き地方公共団体や企業等と連携しながら南海トラフ地震対策を推進していきます。

3 おわりに

南海トラフ地震対応等、災害対応は、予防的な対策から、発災後の応急復旧、復興等まで、自助、共助、公助の観点から総合的に取り組んでいくことが求められます。地震はいつでもどこでも発生することを前提として、これらの取り組みを推進しつつ、南海トラフ地震の被害の甚大性を考慮し、少しでも被害を軽減するために、現在の科学的な知見を活かし、社会全体でどのように備えることが適当なのか、検討を進めていきます。なお、本報で紹介したワーキンググループのとりまとめ結果等は、内閣府防災情報のページ(<http://www.bousai.go.jp/>)で公開しているのでご参考になさってください。

平成30年7月豪雨の教訓を活かして 大規模地震・津波災害応急対策 対処方針の改定



内閣府（防災担当）災害緊急事態対処担当

1 大規模地震・津波災害 応急対策対処方針とは

大規模地震・津波災害応急対策対処方針とは、防災基本計画を踏まえ、大規模地震・津波災害（以下、大規模地震という。）が発生した際に、各防災関係機関がとるべき行動内容等を定めるものです。

大規模地震が発生し、その災害応急対策を推進するために緊急災害対策本部が設置された場合に適用されますが、相当程度の地震・津波災害により非常災害対策本部が設置された場合や、大規模地震以外の災害についても必要に応じて準用することとされています。

また、震源域や地震の規模、被害想定が明らかとなっている大規模地震については、具体的な応急対策活動に関する計画（以下、具体計画という。）を作成することとし、具体計画が作成されたときは、具体計画に記載されている応急対策活動については、具体計画に定めるところによるとされています。

本方針は、災害応急対策の目安として、発災から概ね1ヶ月程

度のタイムライン（時系列の行動計画表）を定め、これを踏まえ、政府が実施する応急対策活動と関係機関の役割を示しています。

2 平成30年7月豪雨に係る 初動対応の検証

平成30年7月豪雨について、政府は、災害対応に当たった職員の経験を今後の災害対応に活かすため、内閣官房副長官を座長とする「平成30年7月豪雨に係る初動対応検証チーム」を設置し、①避難所の状況把握及び物資調達・輸送、②がれき処理・土砂撤去、③給水支援・水道復旧、④住まいの確保、⑤自治体支援の5点に焦点を当てて検証作業を行い、その結果を「平成30年7月豪雨に係る初動対応検証レポート」として取りまとめました。

3 7月豪雨の教訓を 活かした大規模地震・ 津波災害応急対策 対処方針の改定

「平成30年7月豪雨に係る初動対応検証レポート」で示された方向性を踏まえ、令和元年5月27日、中央防災会議幹事会において、大規模地震・津波災害応急対策

対処方針が改定されました。

その主な改定内容は次のとおりです。

(1) 物資の調達

自治体の物資支援方針の早期策定に資することから、緊急災害対策本部は、速やかにプッシュ型支援の実施要否とその費用負担方法を決定することとしました。

(2) 災害廃棄物等の処理

従来、廃棄物、がれき、土砂の処理は、各省ごとの支援制度に基づき個別に実施されてきましたが、7月豪雨では、国土交通省の事業（堆積土砂排除事業）と環境省の事業（災害廃棄物処理事業）を一体的に活用した制度により、市町村による一体的ながれき等の処理が円滑に進められたことから、国土交通省及び環境省は、まちなかの廃棄物、がれき、土砂を被災地方公共団体が一括撤去できる措置を講じることとしました。

また、自衛隊の活動により、生活圏からのがれき等の撤去が迅速に進められたことから、緊急災害対策本部及び現地対策本部は、生活圏からのがれきや土砂の撤去を迅速に進めるため、

大規模地震・津波災害応急対策対処方針(応對方針)の概要

平成29年12月21日中央防災会議幹事会決定 令和元年5月27日改定

- 大規模地震・津波災害応急対策対処方針は防災基本計画を踏まえ、大規模地震・津波災害が発生した際に、各機関がとるべき行動内容等を定めるもの。※大規模地震以外の災害についても必要に応じて準用
- 災害応急対策の目安として、タイムライン(時系列の行動計画表)を定め、これを踏まえ、政府が実施する応急対策活動と防災関係機関の役割を示している。

1. 初動体制の確立 → 緊急災害対策本部、現地対策本部等の設置の考え方、役割
2. 被害情報等の取扱い → 被害情報等の迅速な収集、適正な整理・分析・共有
3. 緊急輸送のための交通の確保 → 緊急輸送ルート等の点検・啓開、海上交通、空路等の確保
4. 救助・救急・消火活動等 → 警察、消防、自衛隊等の救助・救急活動、その支援等を行う国土交通省TEC-FORCEの活動
5. 医療活動 → DMATの派遣、広域医療搬送、地域医療搬送
6. 物資の調達 → プッシュ型支援、物資輸送における役割分担、広域物資輸送拠点の確保
7. 燃料供給 → 「系列BCP」に基づく石油供給の早期構築、重点継続供給、優先供給
8. ライフラインの復旧 → 優先復旧方針、応急復旧の実施
9. 避難者支援 → 避難所の確保、広域一時滞在の実施、応急仮設住宅等の提供
10. 帰宅困難者等への対策 → 一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、徒歩帰宅者への支援
11. 保健衛生に関する活動、災害廃棄物等の処理 → 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動、災害廃棄物等の処理
12. 社会秩序の確保・安定等 → 物価・供給体制の安定、治安の維持、首都中枢機能の確保
13. 二次災害の防止活動 → 迅速な注意喚起、調査・点検、応急措置、避難誘導の実施
14. 防災関係機関間の応援体制の確保 → 国、都道府県の役割分担に基づく広域応援体制の確保
15. 内外からの支援の受入れ → 海外からの物的・人的支援の受入れ手続、ボランティア・NPOの受入れ

大規模地震・津波災害応急対策対処方針の改定について(令和元年5月27日中央防災会議幹事会決定)

大規模地震・津波災害 応急対策対処方針

主な追加事項

物資の調達: プッシュ型支援の実施要否と費用負担に係る早期の意思決定

ライフラインの復旧: 被災地方公共団体、関係省庁、ライフライン事業者等間の情報共有と総合調整

災害廃棄物等の処理: まちなかの廃棄物、がれき、土砂の被災地方公共団体による一括撤去

避難者支援: 応急仮設住宅等の提供に係る自治体の部局間連携、公営住宅や借上型を先行させることを基本とした上で建設型が必要なときに早期に建設に着手

防災関係機関間の応援体制の確保: 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣

大規模地震・津波災害が発生した際に、各機関がとるべき行動内容等を定めるもの
(中央防災会議幹事会・平成29年12月決定)
※大規模地震以外の災害についても必要に応じて準用

必要があるときは自衛隊等による撤去、運搬等を実施するための調整を行うこととしました。

(3) 避難者支援

7月豪雨において、政府職員チームによる横断的な支援が早期の住まいの確保につながったことを踏まえ、応急仮設住宅等の提供にあたっては、被災地方公共団体は危機管理部局と福祉部局、土木部局等関係部局間で情報共有を行い、相互の連携をとることとし、政府現地対策本部、内閣府及び国土交通省は被災地方公共団体に対して必要な助言

を行うこととしました。

また、被災者が避難所生活から早期に移行することができるよう、被災地方公共団体は、公営住宅や借り上げ型仮設住宅への入居申し込みを先行させることを基本とした上で、応急仮設住宅の建設が必要と認めるときは、建設戸数を柔軟に捉え、早期に建設に着手するよう努めることとしました。

(4) 防災関係機関間の応援体制の確保

7月豪雨で初めて適用した「被災市区町村応援職員確保

システム」について、周知や受援体制の整備推進が課題とされたことから、同システムの活用を明文化しました。

4 災害対応の改善に向けて

災害の経験を今後の災害対応に活かしていくことはきわめて重要であるため、今回の改定にとどまらず、今後も災害で得られた教訓等を基に、災害対応について不断の見直しを行い、改善策を速やかに具体化していきたいと考えております。

災害対応をより効果的に行うための取組み

～内閣府と民間企業6社との災害対応に関する連携協定の締結について～



内閣府（防災担当）防災計画担当

令和元年7月9日、内閣府は株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、ANAホールディングス株式会社(ANA)、日本航空株式会社(JAL)、イオン株式会社との間で、災害発生時に相互に連携協力を行う協定を締結しました。

過去の災害において、内閣府も今回協定を締結した民間企業も災害対応に尽力してきたところですが、活動を通じて様々な課題も見えてきました。今回の協定は、官民の連携を強化することによって、災害対応をより効果的に行うことを目的としております。本稿では、各社との連携協力事項について紹介いたします。

まず、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクとの連携協力事項について



衛星通信端末（NTTドコモ提供）

紹介いたします。

1つ目は、3社による通信機材の提供です。内閣府は自然災害により大きな被害が見込まれる場合等において、内閣府情報先遣チーム及びISUT*を現地に派遣します。派遣先で通信障害が発生している場合、3社が保有する衛星通信端末を提供していただくという、万が一の事態に備えるものです。

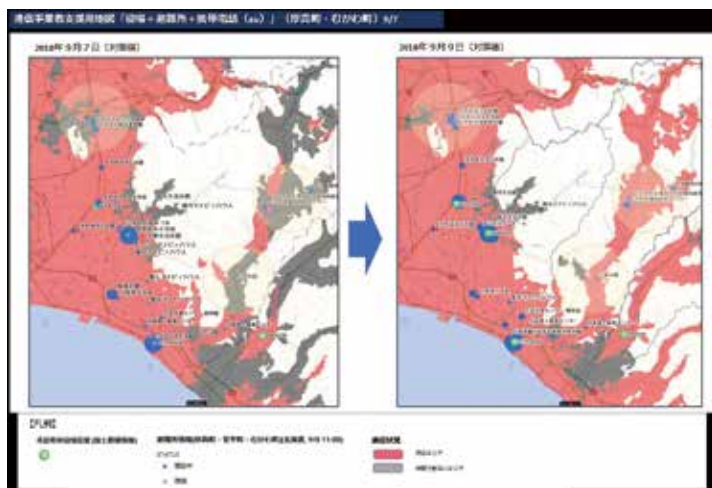
2つ目は、地図情報の共有です。3社が把握している通信サービス支障地域地図情報を内閣府に提供していただき、内閣府においてISUTが作成した地図情報等を3社に共有いたします。

これにより、通信サービス支障地域の早期復旧が期待できます。

続いて、ANA、JALとの連携協力事項について紹介いたします。

1つ目は、災害が発生して内閣府職員が現地へ派遣される際、迅速に現地入りできるよう、各航空会社において航空機の座席確保に可能な限り協力していただくというものです。過去の災害では座席の予約や手続等において対応に時間を要す事態が発生していました。今後は、こういった事態を回避するため、各航空会社において可能な限り協力していただくことになりました。

2つ目は、航空会社による



通信サービス支障地域の地図情報（内閣府ISUT作成）



除雪車（ANA 提供）



給水車（JAL 提供）

被災者支援を内閣府が手助けするというものです。各航空会社は、これまでも自主的に、航空機用特殊車両を活用して被災者支援を実施してきました。しかし、航空会社の情報網だけでは被災地のニーズを的確に把握することは困難であり、手探りで情報を集めていました。そこで内閣府は、発災時に各航空会社の提供可能な支援内容を被災自治体に情報提供しておき、困っている自治体から各航空会社へ要請が行われるようにしました。こうすることで、各航空会社はこれまで以上に効果的な支援ができるようになることが期待できます。

最後に、イオンとの連携協力事項について紹介いたします。

1つ目は、イオンのグループ企業が所有する店舗の駐車場等を応援部隊の進出拠点として活用するというものです。各省庁が所管する応援部隊は、災害発生時の進出拠点を予め計画に定めているものですが、それだけでは拠点が不足してしまう事態が発生した場合に、イオンの提供可能な店舗を進出拠点として活用させていただきます。

2つ目は、イオングループ各社による被災者支援を内閣府が手助けするというものです。イオングループは、これまでも自主的に、バルーンシェルター等の災害対応機材を活用して避難スペースを提供してきました。しかし、イオンは上述の航空会社の件同様に、的確なニーズを把握することに課題を抱えていました。そこで内閣府は、発災時にイオンの提供可能な支援内容を被災自治体に

情報提供しておき、困っている自治体からイオンへ要請が行われるようにしました。こうすることで、イオンはこれまで以上に効果的な支援ができようになることが期待できます。

内閣府としては、今後も、官民の連携により双方の災害対応がより効果的なものとなることが想定される民間企業との間で、連携協力を進めて参りたいと考えております。



イオン店舗の活用イメージ（イオン提供）



バルーンシェルターの活用（イオン提供）

※ Information Support Team（災害時情報集約支援チーム）の略称



令和元年版防災白書の概要 連続する災害～防災意識社会の構築に向けて～



内閣府（防災担当）普及啓発・連携担当

1 令和元年版防災白書の発刊について

防災白書は、災害対策基本法に基づき、毎年、通常国会に報告することとされている法定白書です。昭和38年に刊行が開始され、「令和元年版防災白書」は57回目の刊行となります。今年は令和元年6月14日に閣議決定の上、国会に報告されました。

本白書においては、平成29年度に防災に関してとった措置の概況、令和元年度の防災に関する計画の法定報告事項の他、平成30年度に重点的に実施した施策の取組状況を今後の参考とするため報告しています。このうち、特集の概要についてご紹介します。

2 「特集 連続する災害～防災意識社会の構築に向けて～」の概要

平成30年は、日本各地で地震、豪雨、台風等の災害が連続して発生しました。特に、6月18日に大阪府北部で発生した地震、6月28日以降の西日本を中心とする大雨による平成30年7月豪雨、台風第21号、第24号、9月6日に北海道胆振東部で発生した地震等により、日本全国で広範囲の地域に被害が生じ、また、同じ地域に災害が連続して発生することによって被害が拡大することとなり

ました。このような災害に対する政府の対応として、概ね7兆円程度の事業規模となる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」や、避難の遅れという課題に対して、防災情報を5段階の警戒レベルに整理することによる分かりやすい防災情報の提供の取組を中心に報告しています。

また、南海トラフ巨大地震への対応について、平成31年3月に策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を紹介しています。

その他、平成30年度の取組として、防災基本計画の修正、地区防災計画の策定推進など自助・共助による事前防災の取組や、ボランティア等多様な主体の連携による防災活動の推進等について紹介しています。

近年の災害の発生状況に鑑みますと、今後は行政による「公助」



岡山県倉敷市真備町の浸水被害



北海道厚真町の土砂崩れの様子

はもとより、国民一人一人が自ら取り組む「自助」、そして、地域、企業、学校、ボランティアなど互いに助け合う「共助」の取組を推進することが必要です。本白書により、我が国の防災対策についてご理解いただき、「自らの命は自らが守る」意識の下、「自助」「共助」の取組が更に充実することを期待します。



「避難勧告等のガイドライン（改定版）」による警戒レベル

ぼうさいこくたい2019 (防災推進国民大会2019)

大規模災害に備える -まなぶ、つながる、つよくなる-



内閣府 (防災担当) 普及啓発・連携担当

【ぼうさいこくたい2019 概要】

- ・日時：令和元年 10月19日(土) 午前10時から午後6時
屋外展示は午後4時まで
10月20日(日) 午前10時から午後4時
- ・場所：名古屋市ささしまライブエリア(名古屋コンベンションホール、パークエリア、キャナルゲートエリア、中京テレビ)
- ・主催：防災推進国民大会2019実行委員会
(内閣府、防災推進協議会、防災推進国民会議)

「ぼうさいこくたい」とは

日本は様々な災害が発生する国です。だからこそ、「自助・共助」の取組みを促進し、一人ひとりが防災の意識を高めることで災害の被害を抑えることができます。「ぼうさいこくたい」はご家族連れから専門家まで幅広い方が防災について学ぶためのイベントです。

今回の見どころ

会場となる名古屋は、南海トラフ地震に対し産官学で取組みを進めている地域であること、災害対策基本法策定のきっかけとなった伊勢湾台風から60年であること等により開催地として選ばれました。

今回で4回目となる「ぼうさいこくたい」では、「大規模災害に備える -まなぶ、つながる、つよくなる-」をテーマとし、楽しく学び、参加された方一人ひとりが防災の力をつけることできることを目指しています。

今回は出展者として210以上の団体が集まります。企業の出展も大幅に増え、地元の東海三県のみならず全国の団体が出展され、これまでで最大規模の「ぼうさいこくたい」となります。

「南海トラフ地震」に関するセッションが多く実施されるほか、ボランティア、防災教育、地区防災計画など幅広いテーマで議論がなされます。プレゼンブースでは、ドローンやVR技術を紹介する「ハイテクゾーン」、備蓄品や住まいの防災を紹介する「衣・食・住ゾーン」などテーマ別に効果的に学ぶことが出来ます。また、屋外では防災絵本の展示やVRでの防災学習など、親子で楽しめる「親子ひろば」、全地形対応の消防車「レッドサラマンダー」、数日分の電気を供給できる「燃料電池バス」、「緊急通信車」など防災に関係する特別車両18台が揃う「ぼうさいモーターショー」、「防災マジックショー」、



全地形対応の消防車レッドサラマンダー



日本赤十字社による救命ワークショップ



日本生活協同組合連合による「ローリングストック」の紹介

「防災音楽フェス」のステージなど見どころがたくさんです。

会場では「あいち・なごや防災フェスタ」も同時開催となりお子様向けの出展も充実していますので、是非会場にお越し頂き、ご家族で楽しく防災について学んで頂けたら幸いです。(当日のプログラム等の詳細については、公式HPをご参照ください。)

公式HP

<http://bosai-kokutai.jp/>



災害弔慰金の支給等に関する法律の改正



内閣府（防災担当）被災者行政担当

阪神・淡路大震災が起きた当時は被災者生活再建支援法がなかったことを踏まえ、災害援護資金の既償還者との公平性に十分配慮しつつ、未償還者のうち一定の低所得者等の免除を可能とするとともに、災害援護資金の債権管理の実態を教訓に、急ぐべき現行制度の不備を是正することを目的として「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号。以下「改正法」といいます。）」が令和元年5月31日に成立し、同年8月1日から施行されました。ここでは、改正法の概要等について紹介します。

1 法改正の経緯

災害援護資金貸付制度は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「災害弔慰金法」といいます。）に基づき、自然災害により世帯主が負傷した場合や住宅・家財に被害を受けた場合に、所得が一定以下の世帯の世帯主に対して、条例の定めるところにより、生活の立直しのための資金を貸し付ける

制度です（貸付限度額：350万円、償還期間：10年）。貸付けは市町村の自治事務と位置付けられており、貸付金の原資は、指定都市にあっては国が2/3、自らが1/3を、指定都市以外の市町村にあっては国が2/3、都道府県が1/3を負担しています。

未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災時には、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）が制定されておらず、多くの被災者が災害援護資金を頼りに生活再建を余儀なくされましたが、10年という期間での返済が難しく、期限内の償還が困難な者が数多くいたことから、これまで4度にわたり期限が延長されました。この間、関係地方公共団体においては、滞納者への法的措置などにより最大限の債権回収に努めてきた（貸付金額に係る償還率90%以上）一方、借受人の資力が十分でないこと等のため、震災から20年以上が経過した現在においても回収困難な債権が残ることとなりました。このような状況に鑑み、関係自治体の要望等も踏まえつつ、この問題の終局的な解決

策を検討するため、与党を中心に議論が行われました。

その後、与野党調整の結果、以下の6点を柱として議員立法により災害弔慰金法を改正することとなりました。

- ①被災者生活再建支援法制定以前の災害（阪神・淡路大震災）について、一定の所得・資産要件による免除
 - ②平成31年4月以降は保証人の可否を市町村に委ねたことを踏まえ、それ以前の災害について、償還期限から10年経過後に、市町村が保証債権を放棄できるようにする
 - ③破産の場合は、20年の経過を待たずに、死亡等と同様に免除
 - ④免除等のため、市町村に資産・収入を調査する権限を付与する
 - ⑤市町村は、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するため、審議会等を設置するよう努める
 - ⑥国は、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の制度の周知を図る
- 改正法は、衆議院災害対策

特別委員会提案により発議され、衆参両院の議論を経て、令和元年5月31日の参議院本会議において全会一致で可決・成立し、6月7日に公布、8月1日より施行されました。

2 改正法の概要

(1) 償還免除

市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときに加え、破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとしました。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでないこととしました。

- ① 災害援護資金の貸付けを受けた者が、(2)により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ② 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができることと認められるとき。

(2) 報告等

市町村は、この法律の規定により、償還金の支払いを猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた

者若しくはその保証人の収入又は資産の状況について報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧等を求めることができることとしました。

(3) 市町村における合議制の機関

市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、合議制の機関を置くよう努めるものとすることとしました。

(4) 制度の周知徹底

国は、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、これらの制度の周知徹底を図るものとする事としました。

(5) 被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の抛出があった日以前に生じた災害に係る償還免除の特例

市町村は、被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の抛出があった日以前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合^(※1)には、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとしました。また、市町村が償還を免除したときは、都道府県及び国の原資貸付金の償還を免除することとしました。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、(2)により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、

この限りでないこととしました。

(6) 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例

平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県及び国は、市町村に対し、その保証人の保証を受けた者であって内閣府令で定める事由^(※2)があるものの償還未済額に相当する額の都道府県及び国の原資貸付金の償還を免除することとしました。

(7) 改正法の施行日

この法律は令和元年8月1日から施行することとしました。

※1内閣府令で定める場合

- 災害援護資金の貸付けを受けた者の収入額から租税その他の公課の額を控除した額が、150万円未満であること。
- 災害援護資金の貸付けを受けた者の資産の状況が、次に掲げる状態にあること。
 - ① 償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外の資産を保有していないと認められること
 - ② 預貯金(生活費の入金等を控除した金額をいう。)が、20万円以下であること

※2内閣府令で定める事由

- 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利の放棄の際において、当該保証人が災害援護資金の貸付けを受けた者に代わり当該災害援護資金を継続的にかつ現に償還しており、かつ、当該償還が完了していないこと。
- 災害援護資金の貸付けを受けた者が(1)又は(5)の償還を免除することができる場合に該当しないこと。

～被災地で役立つ情報をラジオ放送でお届け～ 臨時災害放送局用設備の貸出しについて



総務省情報流通行政局地上放送課

災害時の情報入手手段として、ラジオ放送が高い評価を受けています。

総務省では、災害時に被害の軽減に役立つよう、被災地の地方公共団体等が「臨時災害放送局」といわれるFM放送局を開設するために必要な設備を貸し出しています。

昨年度は、7月豪雨や北海道胆振東部地震の際に、被災地の

地方公共団体が総務省から設備の貸出しを受け、被災地各地で臨時災害放送局が開設され、避難情報や生活インフラの復旧状況等、被災者に役立つ情報が提供されました。

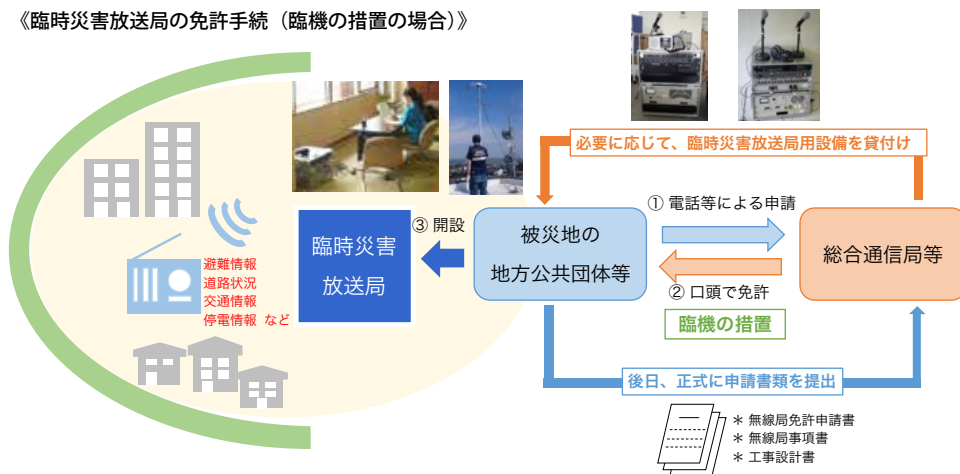
今年6月には、この設備を全国11か所の総合通信局等全てに配備しました。この設備を用いて、臨時災害放送局の開設のほか、平時においても、地方公共団体

等が行う防災訓練等に貸し出し、災害時における迅速な対応ができるようにしています。

総務省では、地方公共団体等の皆様による災害時や平時の防災訓練等における臨時災害放送局用設備の活用引き続き協力していきます。

国民の皆様には、災害時のラジオ放送の有用性を再確認していただきたいと思います。

《臨時災害放送局の免許手続（臨機の措置の場合）》



お問い合わせ先	都道府県	住所	電話
北海道総合通信局 防災対策推進室	北海道	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-747-6451
東北総合通信局 放送課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-221-0696
関東総合通信局 放送課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-6238-1700
信越総合通信局 放送課	新潟県、長野県	長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026-234-9938
北陸総合通信局 放送課	富山県、石川県、福井県	金沢市広坂2-2-60	076-233-4494
東海総合通信局 放送課	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	052-971-9198
近畿総合通信局 放送課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6942-8566
中国総合通信局 放送課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	広島市中区東白島町19-36	082-222-3382
四国総合通信局 放送課	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	松山市味酒町2-14-4	089-936-5037
九州総合通信局 放送課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟	096-326-7307
沖縄総合通信事務所 情報通信課	沖縄県	那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区5階	098-865-2307

熊本地震の経験と教訓を伝える『熊本地震デジタルアーカイブ』



熊本県知事公室危機管理防災課防災企画室

最大震度7の揺れを2度記録し、甚大な被害をもたらした熊本地震から、今年4月で丸3年が経過しました。熊本県では、熊本地震の経験と教訓を後世に伝え、今後起こる災害への備えに役立てるための取組みを進めています。

その1つが、「熊本地震デジタルアーカイブ」です。これは、熊本地震に関する資料を各自治体や関係団体などから収集し、Webサイト上で公開するという取組みです。

平成29年4月のサイト公開以来、内閣府（防災担当）や、熊本市などの県内自治体、熊本県医師会などの関係団体から資料を御提供いただき、令和元年7月末現在で約10万件の資料を公開しています。

熊本地震の実情を伝える

このサイトでは、倒壊した家屋や避難所の状況、消防による救助活動など、熊本地震の実情を伝える写真や映像を掲載しています。また、被災市町村の災害対策本部会議の資料も掲載しています。

このほか、関係団体の熊本



デジタルアーカイブトップページ

地震時の対応に関する記録誌や検証報告書をまとめたコーナーや、熊本地震での経験や教訓を語った映像のコーナーもあります。

復旧・復興を伝える

熊本地震による被害の状況だけでなく、その後の復旧・復興の様子も発信しています。

その1つとして、地震で特に被害が大きかった熊本城や東海大学阿蘇キャンパスなど県内19箇所です。県が定期的に撮影した写真や映像のコーナーを設けています。

広がるアーカイブの活用

掲載資料は、様々な場面で

活用され始めています。

「活用」のコーナーでは、防災・減災を呼びかける自治体の広報誌やパンフレットなどに掲載資料が活用された事例を紹介しています。

また、教育現場での活用も始まっています。令和元年7月から熊本大学災害医療教育研究センターのカリキュラムでこのサイトの利用が開始されました。

今後も、県内外の自治体や関係団体などから引き続き資料を収集してコンテンツを更に充実させ、国民全体の災害対応力の向上につなげたいと考えています。

民間企業の動き

豪雨時の被害軽減を目指して

構造計画研究所では、激甚化する豪雨災害に備えリアルタイムで河川水位を予測するシステム「RiverCast」を開発しております。RiverCastは豪雨時の河川水位を数時間前に予測し災害対応の意思決定を支援するシステムで、既に複数の自治体や民間企業にご導入いただいております。予測結果はWebサイトから閲覧できるほか、水位の上昇が予測された際にはメールでお知らせすることもできます。

本システムでは、過去の観測データから直接水位予測モデルを構築する技術を採用しており、東京大学と共同で開発しました。

従来の手法では河川の形や流量を計測する必要がありましたが、本技術では水位計の観測値と雨量のみから将来の水位を予測するため、中小河川に対しても安価かつスピーディ

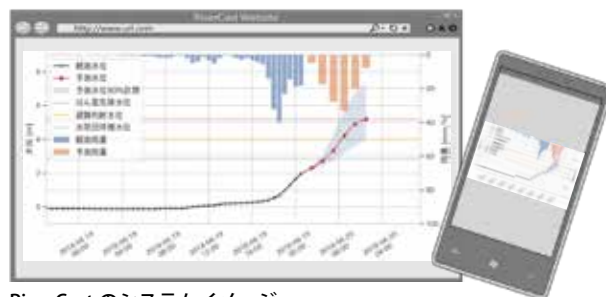
にご導入いただけます。また天気予報の誤差を考慮した予測も可能で、現在の不安定な気象状況下でも十分活用していただける技術です。

河川水位・雨量データ



6時間先まで
リアルタイムに
河川水位を予測

- ✓ 安価かつスピーディに導入可能
- ✓ Webから簡単に閲覧
- ✓ 危険な時はメールでお知らせ
- ✓ 天気予報の誤差も考慮



RiverCastのシステムイメージ

株式会社構造計画研究所
事業開発部 気象防災ビジネス室
東京都中野区中央 4-5-3
TEL: 03-5342-1252
weather@kke.co.jp

<https://www.weather.kke.co.jp/>



被災現場に学び、社会の安全に寄与する

サイエンスクラフトは、「ソフト防災」に関する専門コンサルタント会社です。

被災現場や対応状況等の「調査」をはじめ、防災対策に関する「研究」、地域防災計画やBCP等の「計画・マニュアル作成支援」、「防災対策研修・訓練の企画・実施支援」を事業の柱とし、国・地方公共団体・企業の「災害対応力」の強化や「地域防災力の向上」に貢献しています。

私たちは、「被災現場に学び、確かな防災対策の提案を通じて、社会の安全に寄与する」ことを大事に

しています。そして、私たちの提案が、いつでも「人の命をまもること」につながり、「人の暮らしに安心を与えること」につなげるように、一つ一つの取組みに向き合っています。

特にここ十年は、災害から「上手に逃れることができる人」、



地域や職場の女性防災リーダーの育成を目的とした「防災コーディネーター研修」の様子（東京都主催）

株式会社サイエンスクラフト

起きてしまった災害に「的確に対応できる人」の育成を重要課題として捉え、被災現場の実態を踏まえた研修や訓練を数多く実施してきました。毎年全国各地で災害が発生しますが、今後もより効果的な人材育成・組織育成等をご提案できるよう、成長していきたいと考えています。

株式会社サイエンスクラフト東京事務所
東京都千代田区六番町 13-7
中島ビル 2
TEL: 03-6272-4372
info@scraft.co.jp

<https://scraft.co.jp/>



防災・復興の技術開発で社会貢献

フジタは雲仙普賢岳の災害復旧・防災工事で、従来の建設業の枠組みにとられない技術開発に先駆的に取り組み、その後も様々な災害対応を踏まえ継続的に改善をすすめています。

■ロボ QS

現地の汎用バックホウに実装できる高機能型遠隔操縦装置です。軽量部品で構成され災害現場への運搬が容易、組み立ても短時間で災害時の即応性が高いシステムです。操縦席の取り外しや工具の使用は不要で、取り付け後も通常の有人搭乗運転が可能です。

危険を伴う解体作業や急傾斜地における法面整形にも適用できます。

■災害用簡易ベッド

工具不要で組み立て可能です。テント付でプライバシーを確保でき、キャスタ付収納バッグでコン



株式会社フジタ

パクトに保管できます。二台組み合わせれば二段ベッドとして使用できます。



株式会社フジタ
東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-25-2
広報室
TEL: 03-3402-1911
info@fujita.co.jp
<https://www.fujita.co.jp/>



防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（JIPAD）の設立！



内閣府（防災担当）普及啓発・連携担当

内閣府は、令和元年8月23日、「インフラシステム輸出戦略」等を踏まえ、官民一体となった我が国の防災技術の海外展開を促進し、アジアをはじめとする世界各国における防災能力の向上に貢献するため、「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会」(Japan International Public-Private Association for Disaster Risk Reduction, 通称 JIPAD) を設立しました。同連絡会には、令和元年8月23日現在、製造・建設・エンジニアリング、調査・設計、商社、通信、保険等の分野から約165企業・団体が会員

となっています。また、運営協力省庁・団体として、内閣官房、外務省、国土交通省、経済産業省等の関係省庁、JICA、JETRO、(一社)日本防災プラットフォームが参加しています。本年度は、10月に東京にてアフリカ諸国やASEAN 諸国の防災担当官を対象として、また、来年1月には南米にて、我が国の防災政策・

技術・ノウハウを一体的に紹介する「官民防災セミナー」を開催します。同連絡会は、随時、海外展開に意欲や関心のある企業は会員登録可能ですので、ご希望がございましたら、内閣府（防災）普及啓発・連携担当にご連絡ください。

<http://www.bousai.go.jp/pdf/kanminrenrakukai.pdf>





防災リーダーと地域の輪

第40回

日建設計ボランティア部
明治大学山本俊哉研究室
千葉大学木下勇研究室
(一社) 子ども安全まちづくりパートナーズ

「逃げ地図」で速やかな避難

避難場所までの経路や所用時間を可視化する「逃げ地図」のワークショップが各地で開催され、地域防災に関する住民間のコミュニケーション促進に役立っています。



内閣府（防災担当）普及啓発・連携担当

地震、津波、豪雨などの災害から命を守るには、どこに、どのような経路で逃げるかを知っておくことが大切です。そのために各自治体は、災害の被害が想定される地域や避難場所・避難経路などを地図上に表示したハザードマップを住民向けに作成・公表しています。今、このハザードマップを活用して、「避難地形時間地図」、通称「逃げ地図」を作成する活動が注目されています。

逃げ地図の描き方や、ワークショップで描き方を伝達し、話し合いの場とする基本形は、建築設計事務所である株式会社日建設計のボランティア部が、東日本大震災で被災した地域の復興計画策定を支援するために考案しました。

逃げ地図作成で必要なのは、白地図（2,000～2,500分の1）、色鉛筆、紐です。まず、ハザードマップを参照し、土砂災害危険箇所などの避難障害地点や避難目標地点を白地図に書き込みます。次に、避難目標地点までの避難経路となる道路に色鉛筆で

色を塗ります。この時に距離を測る物差しとして使うのが紐です。2,500分の1の地図の場合、足の悪い後期高齢者が3分間で移動できる距離129mに相当する5.16cmの長さの紐を用意します。紐を地図にあて、避難目標地点を起点に、3分ごとに緑、黄緑、黄、橙といった順に道路を色分けしていきます。そして、避難する方向を示す矢印を道路に沿って記せば、地図は完成となります。

「逃げ地図を作成すると、避難目標地点に到達するまでの時間と経路が一目で分かるようになります。また、新たに避難場所や避難経路をつくった場合の避難時間の短縮効果も確認することができます」と一般社団法人子ども安全まちづくりパートナーズの代表理事で明治大学理工学部教授の山本俊哉さんは言います。

山本さんは平成25年（2013年）に日建設計のボランティア部や千葉大学大学院園芸学術科教授の木下勇さんと研究開発グループを立ち上げました。各地でワークショップを開催し、逃げ地図

を防災教育のツールとして普及させる取組みを進めています。

岩手県陸前高田市では、平成25年9月に同市立高田東中学校で生徒と住民の計130名が参加して開催されたワークショップをきっかけに、逃げ地図作成が地域に広がっています。同市小友地区では小友小学校PTA、消防団員、住民の約30名が集まり逃げ地図を作成した結果、避難場所と避難経路が見直されました。その逃げ地図をもとに小友小学校の児童が避難訓練を実施すると、従来よりも避難時間を5分短縮できることが分かりました。

また、同市広田地区では逃げ地図を活用した子ども向けの防災学習プログラム「キツネを探せ in 陸前高田」が行われました。参加者は「キツネ」の面を被った人物を追って、逃げ地図に記された避難経路を高台の避難場所を目指して散策する中で、避難経路を確認します。途中、メンコなどの昔遊びや水運びゲームも体験し、楽しみながら防災を学びました。

「防災は楽しくないと続かない





南海トラフ地震での津波を想定して逃げ地図を作成する高知県黒潮町佐賀地区の住民。



高知県黒潮町佐賀地区で作成した地図をPCで仕上げたもの。



宮城県気仙沼市津谷川流域地区で開催された逃げ地図のワークショップ。



防災学習プログラム「キツネを探せ in 陸前高田」で、仮設住宅を逃げる「キツネ」

ことになっていました。しかし、自分が住む集落よりも、隣の集落の避難場所が近い場合もあることが逃げ地図で一目瞭然となったのです。これを受け、集落の枠を超えて避難できることが集落の間で合意されました。さらに、逃げ地図をもとに地区防災計画を策定しました。

「逃げ地図は、色々な人が議論しながら一緒につくっていくことが大切です。その中で、高齢者の避難、危険箇所の位置など、様々な気づきを得られます。逃げ地図は世代間や地域間のリスクコミュニケーションを促進するツールになるのです」と山本さんは言います。

逃げ地図作成のワークショップは現在まで15都府県の約60カ所で開催されています。今年も日本青年会議所(JCI)と協力し、さらに全国へと展開される予定です。

(画像提供: すべて 明治大学山本俊哉研究室)

ですし、広がりませんので、逃げ地図にゲームの要素を入れたり、IoTを活用したり、様々な工夫が行われています」と山本さんは話します。

逃げ地図は津波災害以外にも活用されています。埼玉県秩父市上白久地区では、地域の大半が土砂災害警戒区域に指定されているため、住民が「土砂災害からの逃げ地図」作成に取組みました。住民や市職員らが地区

内を実際に歩き、避難障害地点などを確認した上で、大雨時の避難場所、避難経路、避難方法の留意事項などを明示した逃げ地図を作成し、全世帯に配布しています。

また、逃げ地図によって、これまでの避難計画の不合理な点も明らかになりました。上白久地区は3つの集落に分かれており、災害の危険が迫った時に住民はそれぞれの集落の避難場所に避難する

「逃げ地図」作成
マニュアル



ぼうさい 秋号 [No. 96]

令和元年9月30日発行 [季刊]
<http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/r01.html>



● 編集・発行

内閣府(防災担当) 普及啓発・連携参事官室
〒100-8914
東京都千代田区永田町 1-6-1
中央合同庁舎第8号館
TEL:03-5253-2111 (大代表)
FAX:03-3581-7510
URL: <http://www.bousai.go.jp>



● 編集協力・デザイン

株式会社ジャパンジャーナル
〒101-0063
東京都千代田区神田淡路町 2-4-6-7F
TEL: 03-5298-2111 (代表)
URL: <http://www.japanjournal.jp>

● 印刷・製本

敷島印刷株式会社
printed in Japan

ぼうさい冬号は2019年12月発行の予定です。

● 編集後記

今号の特集は、政府本部運営訓練や九都県市合同防災訓練などの総合防災訓練を紹介しました。

今年も台風や大雨による災害が各地で発生しています。

災害に備えるためには、日頃から地域や身近な人たちとコミュニケーションを図り、協力することが大切です。

皆さんもこの機会に地域で実施される防災の行事に参加してはいかがでしょうか。

ご意見・ご感想を、内閣府(防災担当) 広報誌「ぼうさい」担当宛で、はがき、FAXにてお寄せください。

11月5日は 津波防災の日 世界津波の日

令和元年度「津波防災の日」スペシャルイベント

『津波 × 地域防災 × 企業』

日時 2019年 **11**月**5**日 13:00～18:00

火曜日

場所 TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター
東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP 市ヶ谷ビル 8階

内閣府 津波防災

